

株式会社 フジドリームエアラインズ

燃油特別付加運賃の設定について

2011年6月29日

株式会社フジドリームエアラインズ(略称:FDA、本社:静岡県静岡市、代表取締役社長:鈴木 与平)は、2011年9月ご搭乗分より燃油特別付加運賃を設定することを決定し、国土交通省に届出いたしました。詳細は以下の通りです。

1. 燃油特別付加運賃とは

燃油特別付加運賃(通称:燃油サーチャージ)とは、航空燃料価格の高騰により企業努力では吸収しきれない航空燃料費用の一部をお客様にご負担いただく付加運賃です。今回導入する制度においては、国際線に導入されている制度と同様、燃油価格の変動に即した形で基本運賃の枠外にて収受させていただきます。ご理解のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

2. 燃油特別付加運賃の適用・改定について

2011年9月1日ご搭乗分より、燃油特別付加運賃を設定いたします。適用額は航空燃油価格(シンガポールケロシン市場価格)の2ヶ月平均によって確定し、原則2ヶ月間、燃油特別付加運賃額を固定(※別項4『適用条件表』参照)。2ヶ月間の平均航空燃油価格が1バレルあたり70米ドルを下回った場合は、燃油特別付加運賃を適用いたしません。

2011年9月ご搭乗分の燃油特別付加運賃につきましては、2011年2~3月のシンガポールケロシン市場価格2カ月平均が1バレルあたり126.60米ドルとなったことを受け800円。2011年10~11月ご搭乗分は、2011年4~5月の同市場価格2カ月平均が1バレルあたり132.66米ドルとなったことを受け900円とさせていただきます。なお、2011年12月以降ご搭乗分につきましては別項3『燃油特別付加運賃改定時期』に則り発表いたします。

《2011年9月1日~9月30日ご搭乗分》

区間	燃油特別付加運賃額
全路線	800円

《2011年10月1日~11月30日ご搭乗分》

区間	燃油特別付加運賃額
全路線	900円

【備考】

- 航空運賃・料金に加え、ご搭乗日に有効な燃油特別付加運賃を適用いたします。
- 燃油特別付加運賃は大人・小児・幼児(座席を使用される場合)ともに同額となります。お座席を使用されない幼児は対象外となります。
- 各種割引運賃利用の場合にも、この燃油特別付加運賃を適用いたします。
- 燃油特別付加運賃適用によるお客様ご利用の航空運賃・料金の諸条件に変更はありません。
- 航空券を払い戻しされる場合、燃油特別付加運賃は全額払い戻しいたします。
- 認可条件などにより、適用額や適用期間が予告無しに変更されることがあります。
- 予約変更に伴い、適用される燃油特別付加運賃額が変更となる場合は差額の調整を行います。

3. 今後の燃油特別付加運賃改訂時期

搭乗日	適用額発表時期	平均値算出対象期間
12月～1月 (購入は10月から)	8月中旬～下旬	6月～7月の 2ヶ月間平均値
2月～3月 (購入は12月から)	10月中旬～下旬	8月～9月の 2ヶ月間平均値
4月～5月 (購入は2月から)	12月中旬～下旬	10月～11月の 2ヶ月間平均値
6月～7月 (購入は4月から)	2月中旬～下旬	12月～1月の 2ヶ月間平均値
8月～9月 (購入は6月から)	4月中旬～下旬	2月～3月の 2ヶ月間平均値
10月～11月 (購入は8月から)	6月中旬～下旬	4月～5月の 2ヶ月間平均値

4. 適用条件表

シンガポールケロシン市場価格 (1バレルあたり)	燃油特別付加運賃適用額
70米ドル以上 80米ドル未満	200円
80米ドル以上 90米ドル未満	300円
90米ドル以上 100米ドル未満	400円
100米ドル以上 110米ドル未満	500円
110米ドル以上 120米ドル未満	700円
120米ドル以上 130米ドル未満	800円
130米ドル以上 140米ドル未満	900円
140米ドル以上 150米ドル未満	1,000円
150米ドル以上 160米ドル未満	1,200円

以上